

函 福 管

令和 7 年 (2025 年) 10 月 10 日

民生常任委員会委員 様

保健福祉部長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 配付資料

○通知書の誤配による個人情報の漏えいについて

(湯川福祉課)

## **通知書の誤配による個人情報の漏えいについて**

### **1 概要**

令和7年9月26日（金）付けで郵送した保護決定通知書（以下「通知書」という。）について、別人あての通知書が届いたとして、9月30日（火）に配達先の市民から湯川福祉課に電話連絡があり、日本郵便株式会社（以下「郵便事業者」）による誤配があったことが判明した。

通知書は開封されており、記載内容が閲覧可能な状態であることを確認した。

（1）誤配のあった通知書の件数 1件（通知対象者1名）

（2）通知書に記載の個人情報

ケース番号、住所、生活保護受給者氏名、保護費支給額、年金額

### **2 原因**

郵便事業者の確認不足により、同じ共同住宅内の別の居住者あての通知書を誤配したことを確認した。

### **3 本市の対応**

10月1日（水）、市担当職員と郵便事業者が通知対象者の親族宅を訪問し、郵便事業者から誤配についての経過の説明と謝罪を行い、市からは通知書を手渡した。

また、郵便事業者に対しては、これまでも類似の事案が度々発生していることを踏まえ、個人情報を含む市の郵便物の取扱いについて、改めて細心の注意を払うよう求めた。